

高齢者肺炎球菌定期予防接種



高齢者肺炎球菌予防接種は、成人肺炎の25～40%を占める肺炎球菌性肺炎を予防し、重症化を防ぎます。平成31年度対象の人には、4月上旬までに通知します。協力医療機関で接種してください。

接種可能期間

4月1日(月)～2020年3月31日(火)

助成が受けられるのは生涯1度

対 ●接種日に市に住民登録があり、高齢者肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）の接種を受けたことがなく、今年度に65・70・75・80・85・90・95・100歳以上になる人
●接種日に60歳から64歳までの人で心臓、腎臓、呼吸器・免疫機能に障がいがあり、障がい者手帳1級または同程度の障がいがある人 ※接種する前に健康推進課にお問い合わせください。

費 2,000円 ※生活保護世帯の人は事前に免除申請すると無料になります。

持 接種券、予防接種手帳（お持ちの人）

他 助成が受けられるのは、生涯1度ですが、接種後、肺炎予防効果は徐々に落ちていきます。再接種についてはかかりつけ医療機関に相談してください。

こんなときは手続きを

- 転出したとき ▶ 転出先では裾野市の接種券は使えません。転出先の市区町村にお問い合わせください。
- 裾野市・沼津市・長泉町・清水町の協力医療機関以外で接種を希望するとき ▶ 希望する医療機関での接種が可能か健康推進課へ事前にお問い合わせの上、お越しください。

予防接種後健康被害救済制度

定期の予防接種による副反応のために、医療機関で治療が必要になったり、生活が不自由になったりするなどの健康被害があったときは、法律に定められた救済制度があります。制度の利用を申し込むときは、健康推進課へご相談ください。

☎ 健康推進課 992-5711

静岡がんセンター公開講座2019受講者募集

「そこが知りたい！がん医療」



静岡がんセンターの医師が、最新のがんの治療方法や予防方法、検診などの解説や質疑応答、タウンミーティングを行います。

とき	内容
4月13日(土)	がん医療の最前線 大腸がんの内視鏡診断と治療
5月12日(日)	乳がんの早期発見・診断・治療 がん体験者の声に応えるために
6月15日(土)	前立腺がんの診断と治療 がんの放射線治療
7月6日(土)	膵がん治療の新しい展開 知って安心！痛みの治療
8月10日(土)	子宮がんの予防と治療 骨軟部肉腫と骨転移の治療
8月31日(土)	胃がんの最新治療 感染症から身を守る
9月23日(月)	肺がんの最新治療 希少がんの話

※時間は、いずれも13時～15時40分ごろ

所 三島市民文化会館大ホール（三島市一番町）

講 静岡がんセンター総長、病院長、副院長など

申 はがきまたはファクス、メールで、郵便番号・住所・氏名・生年月日（西暦）・年齢・性別・職業（学校名）・電話番号・ファクス番号・メールアドレスを明記してお申し込みください。

申し込み先 / はがき ▶ 〒410-8560（住所記入不要）
静岡新聞社・静岡放送 東部総局5階 業務部「静岡がんセンター公開講座」係
ファクス ▶ 962-6752
メール ▶ toubugyoumu@shizuokaonline.com
※件名を「静岡がんセンター公開講座」としてください。

他 三島市民文化会館窓口でも受け付けます。

☎ 健康推進課 992-5711

静岡新聞社・静岡放送 東部総局 業務部
962-652

新入学(園)児を交通事故から守ろう！

安全を つなげて広げて 事故ゼロへ



入学や進級を迎える4月は、子どもの歩行中・自転車乗用中の交通事故が増加する傾向にあります。家庭などで交通安全について話し合い、交通安全意識を高めましょう。また、道路を通行する際は心と時間に余裕を持ち、安全運転を心がけてください。

「新入学(園)児を交通事故から守る県民運動」を実施

時 4月4日(木)～10日(水)

運動の目的

家庭・学校・地域が一体となり、安全で安心な交通環境を構築し、新入学(園)児の交通事故防止を図ります。

新入学(園)児の交通事故防止

歩行中の子どもに多い交通事故は、道路横断中の事故です。信号機や横断歩道がない場所での横断中の事故や、交差点を右左折する車に巻き込まれる事故が多くなっています。道路を横断するときは、左右の確認だけでなく、周囲の安全確認も確実にいきましょう。

「春の全国交通安全運動」を実施

時 5月11日(土)～20日(月)

運動の目的

市民一人ひとりが、自らの交通安全に関する意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることで、交通事故防止の徹底を図ります。

運動の重点

1. 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
2. 自転車の安全利用の推進
3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
4. 飲酒運転の根絶
5. 安全確認「止まる・見る・待つ」の徹底

他 春の全国交通安全運動の実施期間は、市政カレンダーに4月6日(土)～15日(月)と記載されていますが、正しくは5月11日(土)～20日(月)です。

☎ 危機管理課 995-1817

経営所得安定対策 交付金の交付

交付金の申請は5/10(金)まで



経営所得安定対策は、農家の経営安定のため、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する政策です。水田などを活用し、対象となる作物を作付け、販売した農家には交付金が交付されます。

畑作物の直接支払交付金

麦、大豆、そば、なたねを生産・販売している認定農業者、集落営農、認定新規就農者に交付されます。

水田活用の直接支払交付金

水田を活用して、戦略作物や地域特産物で対象作物を生産し、販売している農業者に交付されます。

対象作物

- 戦略作物 ▶ 麦、大豆、飼料作物、加工用米、WCS用米、米粉用米、飼料用米
- 市町ごとに設定する地域特産物など(産地交付金)
▶ ヤマトイモ、イチゴ、モロヘイヤ、そば、なたね、芝、種苗、景観作物

申請の方法

交付申請書と営農計画書に必要項目を記入し、部農会長に提出してください。共済加入者や昨年度申請者には部農会経由で配布します。

申請期限 / 5月10日(金)

☎ 農林振興課 995-1823

特産物奨励交付金・地域特産作物活性化支援事業交付金(市単独事業)

畑作物や水田活用の直接支払交付金の申請者の中から、該当する人には2020年2月ごろに別途案内します。

対象作物

- 特産物奨励交付金 ▶ ヤマトイモ・イチゴ・モロヘイヤ・酒米
- 地域特産作物活性化支援事業交付金 ▶ そば(作付農地の地目が田または畑のもの)

きれいなまちづくり推進事業

ボランティア団体を補助



ごみのないきれいな公共空間や居心地の良い環境づくりを目的に、市が管理する道路や川、公園などの美化活動を定期的に行うボランティア団体に補助しています。

対活動区域内の空き缶・たばこの吸い殻などの散乱ごみの収集、花壇の設置や草花の維持管理、その他環境美化に必要な活動

内活動維持のための補助金の交付、活動に必要な物品の貸与や支給、活動の周知、ボランティア活動保健に加入するための手続きなど

補助金限度額

活動年度	300㎡未満	300㎡以上 600㎡未満	600㎡以上
初年度	5万円	10万円	15万円
2年度目以降	1万1千円	2万2千円	3万3千円

活動までの流れ／①市民協働室へ活動場所・内容を相談し、計画書や名簿を提出します。②内容合意後、

ボランティア活動保険の加入手続きをし、補助金の関係書類を提出すると、補助金が交付されます。③補助金を活用し、必要な物品などを購入し環境美化活動開始します。活動内容などを年度末に報告します。

地域一体となって活動

きれいなまちづくり推進事業は平成23年度から開始し、現在は16団体が活動しています。桜の木の



▲裾野原緑の会と裾野高校ボランティア部による花植えの様子

枝打ちをしたり、裾野高校ボランティア部と共同で活動したりしている団体もあります。

市民協働室 992-6900

国保の脳ドック・人間ドック申込開始

5/11(土)から先着順で受け付け



国民健康保険に加入し一定の要件を満たしている人を対象として、脳ドックと人間ドックの助成を行います。受診を希望する人はお申し込みください。

脳ドック・人間ドックで病気を早期発見

対●国民健康保険証の資格取得年月日が平成30年4月1日以前の人

- 国民健康保険税の未納がない世帯の人
- 平成31年度の国保特定健診を受診しない人

申5月11日(土)8時30分から12時まで市役所地下会議室で受け付けます。5月13日(月)以降は定員に達するまで国保年金課で受け付けます。5月12日(日)は受け付けません。

持国民健康保険証 ※申し込む人全員分

他●助成額の上限は3万円です。

- 申し込みができるのは、脳ドック、人間ドックのいずれかです。
- 治療中の方は、医師と相談の上お申し込みください

い。

●ドックを受診した人は保健指導の対象となる場合があります。

●脳ドックは、特定健診の検査項目を満たすため、特定健診と重複して受診することはできません。40歳以上の方は、脳ドックか6月10日(月)から開始する国保特定健診のいずれかを受診してください。

脳ドック

実施期間／7月1日(月)～2020年1月31日(金)

対昭和20年4月1日から平成2年3月31日までに生まれた人

定200人

人間ドック

実施期間／7月1日(月)～12月16日(月)

対昭和55年4月1日から平成2年3月31日までに生まれた人

定20人

国保年金課 995-1814

後期高齢者医療保険料の軽減措置が改正

均等割額の軽減措置が変わります



後期高齢者医療制度では、被保険者全員が保険料を納めます。

保険料は、被保険者全員が平等に負担する「均等割」と、前年中の所得に基づき計算される額の合計で構成されています。その内、「均等割」は世帯の所得に合わせて軽減されます。平成31年度は、「均等割」の軽減措置が改正されます。

保険料均等割の軽減対象が拡大

所得が低い人の負担軽減を図るため、均等割5割・2割軽減の範囲が拡大されます。

軽減割合	世帯主および全ての被保険者の総所得金額などの合計
5割軽減	33万円 + 28万円 × 世帯の被保険者数
2割軽減	33万円 + 51万円 × 世帯の被保険者数

軽減措置の特例を見直し

平成31年度から、世代間の公平の観点などから、特例が見直されます。

年度	軽減判定所得基準額	33万円以下 (かつ、被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他の所得がない場合)	33万円以下
平成30年度まで		9割軽減	8.5割軽減
平成31年度		8割軽減※	8.5割軽減
平成32年度		7割軽減※	7.75割軽減
平成33年度から		7割軽減※	7割軽減

※年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化などの支援策の対象となります。ただし、世帯に住民税が課税されている人がいる場合は対象となりません。年金生活者支援給付金の支給額は納付実績などに応じて異なります。

☎国保年金課 995-1813

人権相談・行政相談

困り事をご相談ください



人権を守るパートナー 人権擁護委員

市内には、法務大臣から委嘱された6人の人権擁護委員がいます。隣人とのもめ事、いじめ、差別、DVなどの相談に応じます。

🕒 偶数月20日 10時～12時 13時～15時 ※20日が土・日曜日、祝日の場合はその直後の平日

📍 市役所4階会議室

人権擁護委員 (敬称略)



渡邊 早苗



池田 宗久



川口 美津子



大森 紀行



渡邊 秀行



勝又 敦子

市民と行政のパイプ役 行政相談委員

市内には、総務大臣から委嘱された2人の行政相談委員がいます。国の仕事や手続き、サービスについて、要望や困っていることがあったときに、行政とのパイプ役となるのが行政相談委員です。皆さんから行政への要望などを聴き、アドバイスをしたり、そこで明らかになった問題を関係する行政機関へ通知したりします。市では、毎月、相談会を行っています。

🕒 毎月20日

● 偶数月 ▶ 10時～12時 13時～15時

● 奇数月 ▶ 10時～12時

※20日が土・日曜日、祝日の場合はその直後の平日

📍 市役所4階会議室

行政相談委員

(敬称略)



湯山 貴志子



芹澤 隆伸

☎ 戦略広報課 995-1802

ふるさと富士山芸術展



皆さんから募集した富士山を題材にした写真、絵画、陶芸などの作品を展示します。

時 4月20日(土)～6月23日(日)

開館時間／9時～16時30分

休館日／月曜日（祝日の場合は火曜日）、祝日の翌日（土・日曜日の場合は開館）

所 富士山資料館特別展示室

費 大人210円、小・中学生100円

☎ 富士山資料館 998-1325



産前産後期間の国民年金保険料を免除



平成31年度から、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まります。

免除期間／出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間

※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間

対 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日(金)以降の人

届出時期／出産予定日の6カ月前から

甲 国保年金課または沼津年金事務所にある申請書に必要事項を記入して直接提出してください。

※申請書はホームページからダウンロードできます。

持ち物／年金手帳 ※代理人が申請する場合は、はんこ・届出人（代理人）の身分証明書が必要

☎ 国保年金課 995-1813

沼津年金事務所 921-2201

富士山すそのパノラマロード 菜の花&桜まつり



パノラマロード沿いにある桜と約20,000平方メートルの畑に種がまかれた菜の花の見頃に合わせ、祭りを開催します。飲食物の販売やイベントを行います。

菜の花の見頃は4月中旬までの見込みです。富士山と花々の共演をお楽しみください。

時 4月6日(土)～21日(日)

所 パノラマ遊花の里（梅の里・ヘルシーパーク裾野入り口）

内 飲食物の販売やイベント

イベント

時 4月6日(土)・7日(日) 9時～15時

内 軽食の販売、フラダンスなどのステージイベント、写真コンテスト入賞作品の展示など

☎ 観光協会

992-5005



はり・灸・マッサージ 治療費の助成



1回の治療で1,000円割引される助成券を年間5枚交付します。

対 平成31年4月1日現在で70歳以上の市に住民登録のある人

甲 はんこをお持ちの上、社会福祉課か各支所へお申し込みください。

助成券が使える治療院	電話番号
中部リバーズ	997-3211
ウエルネスヒロコ	994-0111
高田鍼灸指圧治療院	993-9197
フィールウェーブ治療院	992-2969
はり灸長谷川	992-2404
のぞみ整骨院	965-0903
さくら治療院	993-7802
セラピス接骨院	960-9880
らく笑マッサージ in	992-8039

☎ 社会福祉課 995-1819